



2025年5月9日

各 位

会社名 日本電信電話株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 島田 明
(コード：9432 東証プライム)

当社及び子会社の商号変更、監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更、
取締役の報酬等の額及び内容決定、並びに取締役に対する業績連動型
株式報酬制度の額及び内容決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号変更及び監査等委員会設置会社への移行^{*}等に伴う定款一部変更、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額及び内容決定、監査等委員である取締役の報酬等の額決定、並びに2021年度より当社及び当社が定める主要子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）に導入している業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）につき、その対象者を取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。）とすること等を含めた本制度の一部改定について、2025年6月19日開催予定の第40回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

電信電話事業は、1952年に官営から日本電信電話公社へと引き継がれました。戦後復興から高度経済成長期にかけて、「すぐにつながる電話」という社会の期待に応え、私たちは通信インフラの礎を築いてまいりました。

その後、通信の自由化を受け、1985年には現在の日本電信電話株式会社へと姿を変え、常にお客さまや社会の声を原点とする姿勢を貫きながら、事業拡大と社会課題の解決に取り組んでまいりました。

このたび、時代の変化とともにNTTグループの事業構造が進化したこと、さらに、2024年4月の日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正NTT法」という。）施行により商号変更が可能となったことを踏まえ、国内外で広く親しまれている通称「NTT」を正式に商号として採用することといたしました。

あわせて、経営方針・戦略に関する議論の一層の充実、取締役会のモニタリング機能の更なる強化、グローバル企業として海外投資家等からも理解が得られやすいガバナンスモデルへの進化等を目的に、監査等委員会設置会社へと移行することといたしました。

今回の商号変更とガバナンスモデルの進化を契機に、「新生NTTグループ」としてグローバル市場に向けた事業展開に統一感をもって推進し、未来を見据えたダイナミックな自己革新を続けながら、中期経営戦略「New value creation & Sustainability 2027 powered by IOWN」を加速させ、企業価値の更なる向上をめざしてまいります。

※当社の取締役会は、2025年3月25日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、本株主総会で承認されること及び総務大臣の認可を受けることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを決議しております。

記

1. 当社の商号変更について

① 新商号（英文表記）

NTT 株式会社（NTT, Inc.）

② 変更予定日

2025年7月1日

なお、当社の商号変更については、本株主総会において定款の一部変更（商号の変更）が承認されることが条件となります。

2. 子会社の商号変更について

子会社2社において、本株主総会における定款の一部変更の承認及び各子会社株主総会における承認を条件として、商号を変更することを各社取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします。

現商号		新商号
東日本電信電話株式会社 (NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE EAST CORPORATION)	⇒	NTT 東日本株式会社 (NTT EAST, Inc.)
西日本電信電話株式会社 (NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE WEST CORPORATION)	⇒	NTT 西日本株式会社 (NTT WEST, Inc.)

(参考) 当社及び主な子会社における商号変更後のコーポレートロゴについて

NTT 株式会社	株式会社NTT データグループ*	株式会社NTT データ*
		
株式会社NTT ドコモ*	NTT 東日本株式会社	NTT 西日本株式会社
		
NTT アーバンソリューションズ株式会社*	NTT アノードエナジー株式会社*	NTT ドコモビジネス株式会社
		
NTT ドコモソリューションズ株式会社		
		

※「株式会社NTT データグループ」「株式会社NTT データ」「株式会社NTT ドコモ」「NTT アーバンソリューションズ株式会社」「NTT アノードエナジー株式会社」においては、商号変更は行わず、コーポレートロゴのみを変更いたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 要旨

前述のとおり、改正NTT法施行により商号変更が可能となったことを受け、国内外で広く浸透している通称「NTT」を正式に商号として採用し、また、経営方針・戦略に関する議論を一層充実させること等を目的として監査等委員会設置会社に移行することに伴い、以下の事項を変更するものであります。

- ① 商号の変更
- ② 監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除
- ③ 監査等委員である取締役の員数、任期に関する規定の新設
- ④ 取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定の新設
- ⑤ その他、関連する規程の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うもの

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおり

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2025年6月19日(予定)

定款変更の効力発生日 : 2025年6月19日(予定)

(なお、商号変更の効力発生日は2025年7月1日(予定)といたします)

4. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額及び内容決定、並びに監査等委員である取締役の報酬等の額決定について

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において、取締役の金銭報酬の額を、年額6億円以内(うち社外取締役分は年額2億円以内。)に、また、役員持株会を通じた当社の普通株式(以下「当社株式」という。)の取得(以下「本役員持株会制度」という。)のための資金として当社が取締役(社外取締役を除く。)に支給する額を、取締役の金銭報酬の額とは別枠で、年額5千万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、①取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額を、年額8億3千万円以内(うち社外取締役分は年額2億円以内。)に、また、②本役員持株会制度のための資金として当社が取締役(社外取締役を除く。)に支給する額を、上記①の取締役の金銭報酬の額とは別枠で年額7千万円以内とし、当社の③監査等委員である取締役の金銭報酬の額を年額2億円以内とすることについて、各議案を本株主総会に付議する予定です。

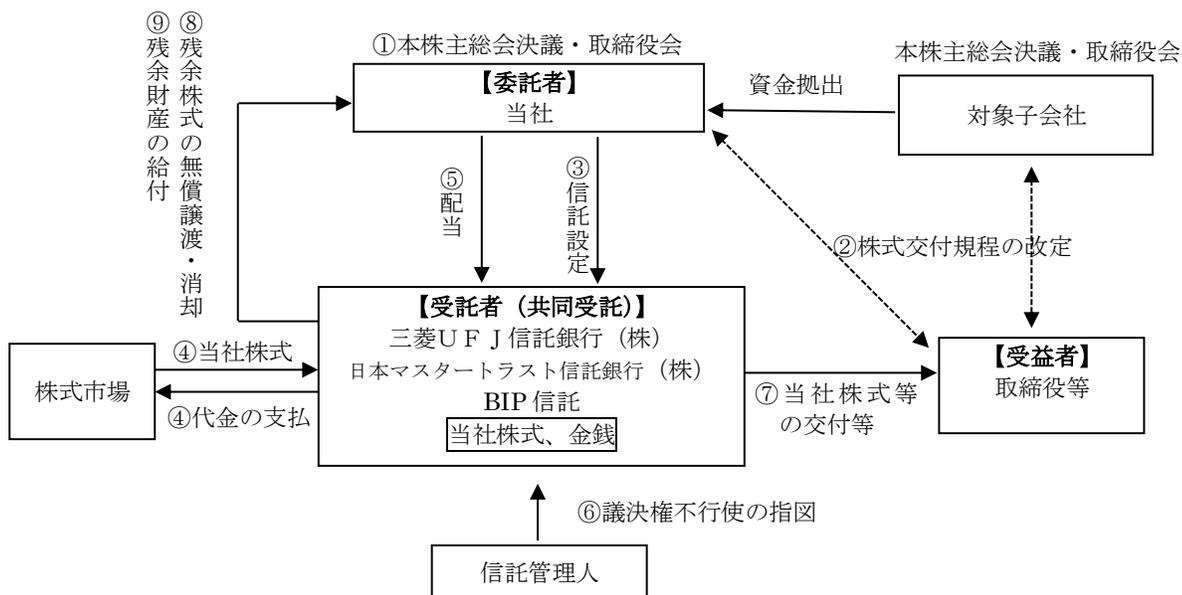
5. 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定について

(1) 要旨

当社は、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、本制度の対象者を当社の取締役及び執行役員(社外取締役及び国内非居住者を除く。)並びに対象子会社の取締役及び執行役員(社外取締役及び監査等

委員である取締役並びに国内非居住者を除く。) から、当社及び対象子会社の取締役及び執行役員(社外取締役及び監査等委員である取締役並びに国内非居住者を除く。以下、「取締役等」という。)に改定いたします。あわせて、当社の中期経営戦略の実現に向けて、取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、中期経営戦略における財務目標達成に向けた意欲をさらに高めること及び取締役の自社株保有の促進により株主の皆さまとの利益共有をより一層進めることを目的として、取締役(社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。)の株式報酬比率を高めるため、本株式報酬制度の内容を改定いたします。

(2) 改定後の本信託の概要



- ① 当社は、取締役等を対象とする本制度の改定に関して、本株主総会において承認決議を得ます。
- ② 当社及び対象子会社は、各社の取締役会において、本制度の内容にかかる株式交付規程を改定します。
- ③ 当社は、取締役等に対する株式報酬の原資となる金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取締役等に対して当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付(以下「交付等」という。)を行うために取得する株式数は、各対象会社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しては、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等は、各対象会社の株式交付規程に従い、一定のポイント数の付与を受けた上で、受益者要件を満たした場合に、かかるポイント数の一定の割合に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を本信託から受け、残りのポイント数に相当する当社株式について

は、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。

- ⑧ 会社業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等への交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金等の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等について定められるポイント数に相当する株式数に対し不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、当社は本信託に追加で金銭を信託し、本信託による当社株式の追加取得を行うことがあります。

① 本制度の概要

本制度は、当社の掲げる中期経営戦略の対象となる事業年度（下記④アに定める。以下同じ。）を対象とし、取締役等の役位及び中期経営戦略の財務目標の達成度等に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。なお、本信託の継続（下記④イに定める。以下同じ。）が行われた場合には、以降の中期経営戦略に対応する事業年度をそれぞれ対象期間とします。

② 本制度の継続にかかる取締役会の決議

本制度の継続にあたり、本制度にかかる各対象会社の取締役を対象とする役員報酬については、本制度の導入にかかる株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって、信託期間の満了時に信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことを決定します。また、本制度にかかる各対象会社の執行役員を対象とする報酬については、必要な事項を取締役会の決議によって決定します。

③ 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、株式交付ポイント数に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

ア 制度開始日以降に取締役等として在任していること（制度開始日以降に新たに取締役等となった者を含む。）

イ 取締役等を退任していること（※）、または国内非居住者となること

ウ 自己都合（傷病等やむを得ない事由その他当社の認める事由による退任を除く。）や解任等により退任した者または在任中に一定の非違行為があった者でないこと

エ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、下記④ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、取締役等が制度対象者として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

④ 信託期間

ア 継続する信託期間

現在、2025年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度（以下「現行対象期間」という。）に対応して設定した信託が存在するため、本制度の改定後の対象期間は、かかる現行対象期間の残存期間である2026年3月31日で終了する事業年度から2028

年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が制定している中期経営戦略に対応する年数が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一期間について本信託の信託期間を延長し、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。なお、新たな対象期間において実施する本信託への追加拠出は、各対象会社の取締役を対象とする役員報酬については、本株主総会に付議予定の本制度にかかる議案が承認可決された場合には、本信託に拠出する信託金の合計上限額の範囲内（以下、「本範囲内」という。）で行うものとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、各対象会社の取締役を対象とする役員報酬に相当する残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は本範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

ウ 本信託の終了（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、信託期間（上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

⑤ 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役等に対して、役位に応じて、以下の算定式により計算されるポイント（以下「基準ポイント」という。）が付与され、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期に、信託期間中に累積した基準ポイント数（以下「累積ポイント数」という。）に業績連動係数を乗じて計算されるポイント数（以下「株式交付ポイント数」という。）に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。

業績連動係数は、当社の中期経営戦略に掲げる財務目標等で評価するものとし、対象期間については、対象期間の最終事業年度（2028年3月期）のEBITDAの財務目標達成度に基づき、0～150%の範囲で決定します。

（基準ポイントの算定式）

役位別に定める基準株式報酬額 ÷ 対象期間開始月の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

本信託を通じて取締役等に交付等が行われる当社株式等の数は、1ポイントあたり当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

なお、信託期間中に取締役等が退任もしくは死亡した場合または国内非居住者となった場合には、当該時点までに累積したポイント数を株式交付ポイント数として、交付等を行う株式数を決定します。

⑥ 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たす取締役等が退任（死亡時を除く。）する場合、取締役等は、所定の受益権確定手続を行うことにより、株式交付ポイント数の一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイントに相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合は、その時点で計算した株式交付ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の

相続人が本信託から給付を受けるものとします。信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が国内非居住者となった場合は、その時点で計算した株式交付ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が本信託から給付を受けるものとします。

⑦ 本信託に拠出される当社の取締役にかかる信託金の合計上限額及び付与ポイントの総数の上限

当社の取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために本信託に拠出する信託金の合計上限額及び当社の取締役に付与されるポイントの総数の上限は、以下のとおりとします。

・本信託に拠出する信託金の上限（※1）

1事業年度あたり1億5千万円とし、対象期間（3事業年度）に本信託に拠出する信託金の上限額は4億5千万円とします。なお、上記④イの本信託の継続が行われた場合には、本信託に拠出する信託金の合計上限額は、かかる1事業年度あたりの信託金の上限額（1億5千万円）に新たな対象期間の年数を乗じた数に相当する金額となります。

・当社取締役に付与されるポイントの総数の上限（※2）

1事業年度あたり1,750,000ポイント（1,750,000株相当）とします。そのため、対象期間（3事業年度）に本信託が取得する当社株式の数は、対象期間の年数である3を乗じた5,250,000株を上限とします。なお、上記④イの本信託の継続が行われた場合における本信託が取得する当社株式数は、かかる1事業年度あたりのポイントの総数の上限（1,750,000ポイント）に新たな対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数が上限となります。

（※1）信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

（※2）当社取締役に對して付与するポイントの総数の上限は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、制度導入時点での株価等を参考に設定しています。

【参考】本制度の対象子会社

- 株式会社NTTドコモ
- NTT東日本株式会社（※3）
- NTT西日本株式会社（※3）
- 株式会社NTTドコモビジネス（※4）
- NTTアーバンソリューションズ株式会社

（※3）本株主総会における定款の一部変更の承認及び各子会社株主総会における承認を条件として、2025年7月1日（予定）に商号変更の効力を発生することといたします。

（※4）子会社株主総会における承認を条件として、2025年7月1日（予定）に商号変更の効力を発生することといたします。

⑧ 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場からの取得を予定しております。

なお、当社の取締役を対象とする当社株式の取得については、上記⑦の取締役に對する株式取得資金及び付与するポイント数に相当する株式数の上限の範囲内で行うものとします。

⑨ クローバック制度等

取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合又は取締役等が対象会社の許可なく同業他社に就職した場合、当該取締役等に対し、本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失または没収（マルス）、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができる制度を設けております。

⑩ 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記⑥により取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

⑪ 本信託内の当社株式の配当金

本信託内の当社株式にかかる配当金は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

⑫ 信託期間満了時

対象期間における財務目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当金等の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

以 上

本件に関するお問合せ先
財務部門 IR 室 大島、浦川
Tel :03-6838-5481

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 本会社は、<u>日本電信電話株式会社法</u>により設立し、<u>日本電信電話株式会社</u>と称する。</p> <p>2 前項の商号は、英文では<u>NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION</u>とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、東日本<u>電信電話株式会社</u>及び西日本<u>電信電話株式会社</u>（以下「地域会社」という。）がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、地域会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする。</p> <p>2 本会社は、<u>次の業務</u>を営むものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) <u>前3号の業務</u>に附帯する業務</p> <p>3 本会社は、<u>前項の業務</u>を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関</u>を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 本会社は、<u>日本電信電話株式会社等に関する法律</u>により設立し、<u>NTT株式会社</u>と称する。</p> <p>2 前項の商号は、英文では<u>NTT, Inc.</u>とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、<u>NTT東日本株式会社</u>及び<u>NTT西日本株式会社</u>（以下「地域会社」という。）がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、地域会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする。</p> <p>2 本会社は、<u>次に掲げる業務</u>を営むものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる業務</u>に附帯する業務</p> <p>3 本会社は、<u>前項に規定する業務</u>を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次に掲げる機関</u>を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項は、法令又はこの定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規則による。</p>

<p>(株主名簿管理人) 第13条 (省略) 2 株主名簿管理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会が定めて公告する。</p> <p>(取締役の員数) 第20条 本会社に<u>15名以内</u>の取締役を置く。 (新設)</p> <p>(取締役の選任決議) 第21条 (省略) 2 (省略) (新設)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>2 <u>補欠として又は増員により選任された</u>取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。 2～4 (省略) 5 社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。 6 (省略) 7 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第13条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人、その設置の場所及びその権限は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>が定めて公告する。</p> <p>(取締役の員数) 第20条 本会社に<u>17名以内</u>の取締役を置く。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任決議) 第21条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の中から選定する。 2～4 (現行どおり) 5 社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)若干名を選定することができる。 6 (現行どおり) 7 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)がその職務を行う。</p>
---	---

<p>(取締役会) 第24条 (省略) 2～3 (省略) 4 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役はその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。 5～7 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 (省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第27条 本会社に6名以内の監査役を置く。</p> <p><u>(監査役の選任決議)</u> 第28条 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第30条 監査役会は、その決議により常勤監査役若干名を選定する。</p>	<p>(取締役会) 第24条 (現行どおり) 2～3 (現行どおり) 4 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。 5～7 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員若干名を選定する。</p>
--	--

(監査役会)

第31条 監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

3 監査役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第32条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(事業年度)

第33条 (省略)

(新設)

(剰余金の配当)

第34条 (省略)

(中間配当)

第35条 本会社は、取締役会の決議により、振替法第151条第1項に基づき、振替機関より通知された毎年9月30日における株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者のうち、前条第1項各号に掲げる者に対して、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(以下「中間配当」という。)をすることができる。

2 (省略)

(監査等委員会)

第29条 監査等委員会を招集するには、会日より3日前までに、各監査等委員にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 監査等委員会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(削除)

(事業年度)

第30条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第31条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当)

第32条 (現行どおり)

(中間配当)

第33条 本会社は、振替法第151条第1項に基づき、振替機関より通知された毎年9月30日における株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者のうち、前条第1項各号に掲げる者に対して、剰余金の配当(以下「中間配当」という。)をすることができる。

2 (現行どおり)

<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u> <u>第1条 定款第1条及び第2条第1項の変更は、2025年7月1日から効力を生ずるものとする。なお、本条は、定款第1条及び第2条第1項の変更の効力発生をもってこれを削除し、次条を繰り上げるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、第40回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

【役員報酬ポリシー】

1. 役員報酬制度の基本方針

当社は、中期経営戦略『New value creation & Sustainability 2027 powered by IOWN』において、「新たな価値の創造とグローバルサステナブル社会を支える NTT へ」「お客様体験 (CX) の高度化」「従業員体験 (EX) の高度化」を柱に掲げ、地球のサステナビリティを支えることを事業の核とし、そのための新たな価値創造と NTT グループのサステナブルな事業成長・発展を両立させ、企業価値の向上をめざしています。

役員報酬制度は、このような当社グループのビジョンの実現のために、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長に向けて、役員職務執行が強く動機付けられ、モチベーションを高めるための重要な仕組みの一つと位置付けています。

2. 報酬水準

役員報酬の水準は、経済・社会の情勢、当社グループの経営環境、外部のデータベース等による同規模主要企業の水準の調査、当社および当社グループ会社の役員としての職責等を踏まえ、市場競争力を維持できる適切な水準を検討の上、決定することとしています。

3. 報酬構成および業績連動報酬の内容

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の報酬は、月額報酬、賞与（短期インセンティブ）、ならびに役員持株会を通じた自社株式取得および業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）から構成することとしており、職責に応じて月額報酬、短期インセンティブおよび中長期インセンティブの比率を定めております。具体的には、標準的な業績の場合、代表取締役社長及び代表取締役副社長の報酬構成は、おおよそ月額報酬：短期インセンティブ：中長期インセンティブ＝40：35：25、その他の取締役等については 50：30：20 としております。

なお、日本人以外の外国人役員を招聘する場合等においては、職務内容や市場水準等を勘案し、個別に報酬水準および報酬構成を設定する場合があります。

各報酬制度の内容は以下のとおりです。

■月額報酬

- 月例の固定報酬とし、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、金銭報酬として支給する。

■賞与（短期インセンティブ）

- 業績連動型の金銭報酬として、当事業年度の業績を勘案し毎年6月に支給する。なお、賞与の財務目標については、中期経営戦略等で掲げた目標を指標に設定し、評価する。

■株式取得資金（中長期インセンティブ）

- 役員が自社株保有の促進を通じて、株主の皆さまとの利益共有を一層進める観点から、役員持株会に一定額以上を拠出し、自社株式を購入する資金として支給する。なお、当該資金により購入した自社株式は、役員が在任期間中、その全てを継続保有する。

■業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）

- 役員報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、財務目標達成に向けた意欲を高めるとともに、役員が自社株保有の促進により株主の皆さまとの利益共有を一層進める観点から、当社の中期

経営戦略の対象となる事業年度を対象期間として、財務目標の達成度等に応じて連動する株式報酬を支給する。

- 当社が設定した信託を用いて、役位に応じて定めるポイントを毎年付与・累積し、中期経営戦略の終了時点において、財務目標の達成度に応じた業績連動係数を累積されたポイント数に乗じることによって、付与する株式数を算定する。なお、株式報酬における財務目標は EBITDA 等を用いるものとし、株式の付与は役員の退任時に行う。
- 株式報酬制度の対象となる役員が、会社と当該役員の委任契約等に関する重大な違反行為を行った場合又は会社の許可なく同業他社に就職した場合、当該役員に対して、本制度における当社株式の交付等を受ける権利の喪失又は没収および既に交付した当社株式相当の金銭の返還請求の措置を講じることができる。

なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、高い独立性を確保する観点から、業績との連動は行わず、月例の固定報酬のみを支給することとしています。また、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議にて決定しており、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）と同様の観点から、月例の固定報酬のみを支給することとしています。

4. 報酬決定プロセス

当社の取締役の報酬については、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設置し、取締役会からの委任に基づき、同委員会にて個人別の報酬を含めて決定することとします。なお、取締役会は報酬の割合、算定方法及び個人別の報酬額の決定について同委員会に委任することとします。

以上